

定例庁議次第

令和6年8月13日
役場2階第2会議室

1. 開会

2. 挨拶

3. 審議事項

なし

4. 報告事項

なし

5. 議案事項

- (1) 議案第46号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例
(総務課 小林課長)【資料番号1】
- (2) 同意第1号 吉岡町教育委員会委員の任命について
(総務課 小林課長)【資料番号2】
- (3) 議案第47号 吉岡町国民健康保険条例及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
(住民課 一倉課長)【資料番号3】
- (4) 議案第48号 吉岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
(住民課 一倉課長)【資料番号4】
- (5) 議案第49号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(健康福祉課 永井課長)【資料番号5】
- (6) 議案第50号 吉岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(健康福祉課 永井課長)【資料番号6】
- (7) 議案第51号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例
(上下水道課 岸課長)【資料番号7】
- (8) 議案第52号 吉岡町学校施設の開放に関する条例
(教育委員会事務局 米沢局長)【資料番号8】
- (9) 報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について
(教育委員会事務局 米沢局長)【資料番号9】

6. その他

7. 閉会

8月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【議案名】

議案第46号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

【提案理由】

町が行う公証事務に係る手数料について定めるため、所要の改正を行うもの。

【概 要】

- 1 その他事実に関する証明に関する規定を追加する改正（別表第1関係）
町が行う公証事務に係る手数料について、別表第1に定めのあるもの以外の事実に関する証明として、証明事項1件につき300円として追加する改正を行うもの。
- 2 施行期日（附則関係）
公布の日

【上程予定】

令和6年第3回定例会

様式第2号（第4条関係）

資料番号2

8月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【議案名】

同意第1号 吉岡町教育委員会委員の任命について

【提案理由】

教育委員会委員1名の任期満了に伴い、新たな委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるもの。

【概 要】

1 候補者

※個人名につき非公開

2 任期

令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年

【上程予定】

令和6年第3回定例会

8月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 住民課長 一倉 哲也

【議案名】

議案第47号 吉岡町国民健康保険条例及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により健康保険証が廃止されることから、所要の改正を行うもの。

【概要】

- 1 吉岡町国民健康保険条例の一部改正（第1条による改正関係）
 - (1) 葬祭費の支給範囲の明確化（第6条第2項及び第7条第2項関係）

葬祭費支給事業において、他の社会保険制度による葬祭費の支給を受けている者に対しては、重複して支払わないこととするもの。
 - (2) 保健事業の内容の整理及び明確化（第8条関係）

町が行う保健事業について、特定健康診査等その他被保険者の健康の保持増進のための事業とするもの。
 - (3) 国民健康保険被保険者証の廃止に伴う罰則要件の見直し（第13条関係）

マイナ保険証の導入により被保険者証が廃止されることから、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合に科せられる罰則の要件を削除するもの。
 - (4) 技術的改正
 - ア 条項ずれ対応（第13条関係）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に対する条項ずれ対応を行うもの。
 - イ 字句の整理（目次、第1条、第3章、第6条及び第13条から第15条まで関係）

その他字句の整理を行うもの。
- 2 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部改正（第2条による改正関係）
 - (1) 定義規定の追加
 - ア 減額認定証（新第2条第3号関係）

- イ 電子的確認（新第2条第4号関係）
- ウ 電子資格確認等（新第2条8号関係）
- エ 資格確認等による確認（新第2条9号関係）
- (2) 被保険者等であることの確認の手續方法の追加（第6条関係）

健康保険証の廃止に伴い、福祉医療費制度の利用に当たって医療機関等で行う被保険者等であることの確認の手續きに、資格確認書等による確認その他の方法を加えるもの。
- (3) 技術的改正
 - ア 条項ずれ対応（第2条第2項第4号及び第5号並びに新第2条第5項から第7項まで関係）

この条例による改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。
 - イ 字句の整理（新第2条第5項及び第3条関係）

その他字句の整理を行うもの。

3 施行期日等

- (1) 施行期日（附則第1条関係）

公布の日。ただし、健康保険証の廃止に伴う改正規定（吉岡町国民健康保険条例第13条（「第9項」を「第5項」に改める部分及び「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める部分）及び吉岡町福祉医療費支給に関する条例第2条（第2条に第9項を加える部分及び第6条の改正規定）並びに附則第2条の規定は、令和6年12月2日。
- (2) 経過措置（附則第2条関係）

令和6年12月2日前に国民健康保険被保険者証の返還を求められてこれに応じなかった場合及び同日以後に有効期間内にある国民健康保険被保険者証の返還を求められてこれに応じなかった場合に対しては、この条例の施行後においても、この条例による改正前の吉岡町国民健康保険条例の罰則の規定を適用することとするもの。

【上程予定】

令和6年第3回定例会

8月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 住民課長 一倉 哲也

【議案名】

議案第48号 吉岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条及び第228条第1項の規定に基づき、指定ごみ袋の販売価格を手数料として条例に規定するほか、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 一般廃棄物処理計画の告示の義務化

- (1) 町長が一般廃棄物処理計画を定めた際の告示の努力義務について、実態に合わせて義務化するもの。（第5条第1項関係）
- (2) 町長が一般廃棄物処理計画を変更した際の告示の努力義務について、実態に合わせて義務化するもの。（第5条第2項関係）

2 一般廃棄物の収集、運搬及び処分の委託に関する規定の見直し（第6条第1項関係）

一般廃棄物処理業者に委託することとされている一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、町以外の者に委託することができる規定に改めるもの。

3 多量の事業系一般廃棄物の範囲の見直し（第9条第2号関係）

町長が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第5項の規定に基づき、事業者に対して事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成、運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる事業系一般廃棄物の排出量の範囲のうち、1包15キログラム以上を1回の排出量100キログラム以上に改めるもの。

4 指定ごみ袋の販売価格の手数料化

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条及び第228条第1項の規定に基づき、指定ごみ袋の販売価格を手数料として規定するもの。（第10条の2及び別表関係）
- (2) 指定ごみ袋の販売価格に係る手数料について、天災その他特別な事情があると町長が認めるときは、減免できることとするもの。（第12条関係）

5 技術的改正（第1条から第5条まで、第6条第2項、第7条から第10条まで（第9条第2号を除く。）、第11条から第17条まで関係）

その他、字句の整理を行うもの。

6 施行期日（附則関係）

公布の日。ただし、指定ごみ袋の販売価格の手数料化に関する改正規定（第10条の2及び別表の新設並びに第12条中「前条」を「前2条」に改める改正規定）は、令和7年4月1日。

【上程予定】

令和6年第3回定例会

8月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 健康福祉課長 永井 勇一郎

【議案名】

議案第49号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 満3歳以上の児童に係る保育士及び保育従事者の配置基準の見直し

小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育士及び保育従事者の配置基準について、満3歳以上満4歳未満の児童にあってはおおむね15人につき1人以上、満4歳以上の児童にあってはおおむね25人につき1人以上とするもの。

- (1) 小規模保育事業所A型（第29条第2項関係）
- (2) 小規模保育事業所B型（第31条第2項関係）
- (3) 保育所型事業所内保育事業所（第44条第2項関係）
- (4) 小規模型事業所内保育事業所（第47条第2項関係）

2 施行期日等

(1) 施行期日（附則第1条関係）

公布の日

(2) 経過措置

ア 保育士及び保育従事者の配置基準について、この条例の施行後においても、当分の間、引き続き従前の職員配置基準によることとするもの。（附則第2条関係）

イ 従前の職員配置基準とする期間内であっても、保育士及び保育従事者の配置状況の改善を推進する観点から、この条例による改正後の保育士及び保育従事者の配置基準を満たすよう努めることとするもの。（附則第3条関係）

【上程予定】

令和6年第3回定例会

8月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 健康福祉課長 永井 勇一郎

【議案名】

議案第50号 吉岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

【提案理由】

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省
令（令和6年厚生労働省令第61号）の施行に伴う改正その他所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化

地域包括支援センターの職員の配置基準について、人材確保が困難となっている状況
を踏まえ、その配置基準の見直しにより柔軟な配置ができるようにするもの。

- (1) 地域包括支援センターの担当する区域ごとに、介護保険の第1号被保険者の合計数
に応じて配置することとしていた専従、常勤の職員について、地域包括支援センター
運営協議会が必要と認める場合は、非常勤の職員等の勤務時間を常勤の職員の勤務時
間として換算する方法により配置基準を満たすことができるものとする。（第4条
第1項関係）
- (2) 地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運
営協議会が認める場合は、1つの地域包括支援センターにおいて配置基準を満たして
いない場合であっても、他の地域包括支援センターの職員を振り分けることにより、
複数の地域包括支援センター全体に必要な職員が配置されていれば配置基準を満たす
ものとする。この場合において、個々の地域包括支援センターには、配置基準と
されている職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないもの
とする。（新第4条第2項関係）

2 技術的改正

(1) 条項ずれ対応（第3条関係）

この条例による改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。

(2) 字句の修正（第1条から第6条まで関係）

その他字句の整理を行うもの。

3 施行期日（附則関係）
公布の日

【上程予定】

令和6年第3回定例会

8月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 上下水道課長 岸 一憲

【議案名】

議案第51号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

【提案理由】

水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

1 布設工事監督者の資格要件の見直しに伴う改正

布設工事監督者の資格要件について、教育課程等の見直しを行うとともに、それらを修了等した後の実務の最低経験年数の見直しを行うもの。

- (1) 大学における土木工学科の課程にあつては、1年6月以上とするもの。（第43条第1号関係）
- (2) 大学における機械工学科又は電気工学科の課程にあつては、2年以上とするもの。（第43条第2号関係）
- (3) 短期大学等における土木科の課程にあつては、2年6月以上とするもの。（第43条第3号関係）
- (4) 短期大学等における機械科又は電気科の課程にあつては、3年以上とするもの。（新第43条第4号関係）
- (5) 高等学校等における土木科の課程にあつては、3年6月以上とするもの。（新第43条第5号関係）
- (6) 高等学校等における機械科又は電気科の課程にあつては、4年以上とするもの。（新第43条第6号関係）
- (7) 実務経験のみの場合にあつては、5年以上とするもの。（新第43条第7号関係）
- (8) 大学院研究科又は大学の専攻科における衛生工学又は水道工学に関する課程（第43条第2号の卒業者に限る。）にあつては、1年6月以上とするもの。（新第43条第8号関係）
- (9) 外国の学校で習得する課程に短期大学等又は高等学校等における機械科又は電気科の課程に相当する課程を追加するもの。（新第43条第10号関係）
- (10) 技術士法に基づく上下水道部門の技術士の資格にあつては、6月以上とするもの。（新第43条第10号関係）
- (11) 建設業法施行令に基づく1級土木施工管理技士の資格にあつては、1年6月以上

とするもの。(新第43条第11号関係)

2 水道技術監督者の資格要件の見直しに伴う改正

水道技術監督者の資格要件について、教育課程等の見直しを行うとともに、それらを修了等した後の実務の最低経験年数の見直しを行うもの。

- (1) 大学における土木工学科の課程にあつては1年6月以上、短期大学等における土木科の課程にあつては2年6月以上、高等学校等における土木科の課程にあつては3年6月以上とするもの。(第44条第1号関係)
- (2) 工学、理学、農学、医学又は薬学の課程であつて、大学における課程にあつては2年以上、短期大学等における課程にあつては3年以上、高等学校等における課程にあつては4年以上とするもの。(第44条第2号関係)
- (3) 実務経験のみの場合にあつては、5年以上とするもの。(第44条第3号関係)
- (4) 工学、理学、農学、医学又は薬学以外の課程であつて、大学における課程にあつては2年6月以上、短期大学等における課程にあつては3年6月以上、高等学校等における課程にあつては4年6月以上とするもの。(第44条第4号関係)
- (5) 外国の学校で習得する課程に土木工学科又は土木科の課程に相当する課程を追加するもの。(第44条第5号関係)
- (6) 技術士法に基づく上下水道部門の技術士の資格にあつては、6月以上とするもの。(新第44条第7号関係)
- (7) 建設業法施行令に基づく1級土木施工管理技士の資格にあつては、1年6月以上とするもの。(新第44条第8号関係)

3 水道整備・管理行政の事務の所管換えに伴う改正(第44条第6号関係)

国の水道整備・管理行政の事務が厚生労働省から国土交通省に移管されたことに伴い、所管の大臣名の改正を行うもの。

4 技術的改正

- (1) 条項ずれ対応(新第43条第5号及び第7号から第10号まで並びに第44条第2号関係)
本条例による改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。
- (2) 字句の整理(新第43条第8号及び第10号並びに第44条第2号、第4号及び第5号関係)
その他字句の整理を行うもの。

5 施行期日(附則関係)

令和7年4月1日。ただし、国の水道整備・管理行政の事務の所管換えに関する改正規定(第44条第6号関係)は、公布の日。

【上程予定】

令和6年第3回定例会

8月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 教育委員会事務局長 米沢 弘幸

【議案名】

議案第52号 吉岡町学校施設の開放に関する条例

【提案理由】

学校施設を開放することにより、社会教育の振興及び社会体育の普及を図るため、条例を制定するもの。

【概 要】

1 趣旨（第1条関係）

条例の趣旨を定めるもの。

2 管理及び責任

- (1) 学校開放に係る事務及び開放施設の管理は、教育委員会が行うものとする。（第2条第1項関係）
- (2) 学校長は、学校開放に伴う管理上の責めを負わないものとする。（第2条第2項関係）

3 開放施設の名称等

- (1) 開放施設の名称並びに開放を行う日及び時間を定めるもの。（第3条第1項及び別表第1関係）
- (2) 教育委員会は、特別の事由があるときは、学校開放を行う日又は時間を変更することができるものとする。（第3条第2項関係）

4 学校開放の対象者（第4条関係）

学校開放を利用することができる者は、原則として町内在住等の10人以上の教育委員会規則で定める要件を満たす団体とするもの。

5 学校開放の利用手続（第5条関係）

学校開放を利用しようとする場合（変更又は取消しの場合を含む。）の手続について定めるもの。

6 利用の制限（第6条関係）

教育委員会が学校開放の利用を制限する場合の要件を定めるもの。

7 利用の許可の取消し（第7条関係）

不適当な利用が認められる場合等に教育委員会が学校開放の利用の許可を取消し、又は利用を中止させる要件及びこの措置により利用者に生じた損害の免責事項について定めるもの。

8 使用料

- (1) 開放施設及び照明設備の利用に係る使用料について定めるもの。（第8条第1項、別表第2及び別表第3関係）
- (2) 使用料の納付時期について定めるもの。（第8条第2項関係）
- (3) 使用料を原則として不還付とすることについて定めるもの。（第8条第3項関係）

9 使用料の減免（第9条関係）

使用料の減額又は免除について定めるもの。

10 遵守事項（第10条関係）

利用者が開放施設の利用に当たり遵守すべき事項について定めるもの。

11 損害賠償（第11条関係）

利用者が開放施設をき損した場合等の損害賠償について定めるもの。

12 原状回復（第12条関係）

利用終了後の現状回復の義務及び履行しない場合等の取扱いについて定めるもの。

13 施行期日（附則関係）

令和6年10月1日

【上程予定】

令和6年第3回定例会

8月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（2. 報告）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 教育委員会事務局長 米沢 弘幸

【議案名】

報告第7号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

【提案理由】

吉岡町学校給食センターで起きた車両破損に関し、損額賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したため、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの。

【概 要】

1 損害賠償の額及び和解の内容

当事者	損害額	損害賠償額 (責任割合)	事故の概要
吉岡町	0円	166,177円 (100%)	給食物資を搬入中、施設内搬入用の台車がプラットホームから落下し、搬入業者である相手方の車両を損傷したものの。
相手方	166,177円	0円 (0%)	

2 その他事項

今後、本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを誓約する。

3 損害賠償の支払い

全国町村会総合賠償補償保険にて対応とする。

【専決処分日】

令和6年8月7日

【上程予定】

令和6年第3回定例会